

平成24年 新年祝賀会



日 時 1月4日(水) 10:30～
 会 場 市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール
 会 費 2,000円
 申込期間 12月12日(月)～21日(水)
 申込方法: 会費を添えて市役所総務課、各支所、出張所、
 つがる市商工会のいずれかへお申し込みください。
 ※席に限りがありますので、お早めに申し込みください。
 【申し込み・問い合わせ先】
 総務課 電話42-2111 (内線346)

つがる市 消防団出初式



日時 1月8日(日) 9:40～
 場所 市生涯学習交流センター「松の館」駐車場
 ※当日は、市役所周辺道路が交通規制になりますの
 で、ご理解とご協力をお願いいたします。
 【問い合わせ先】
 つがる市消防本部 警防課 電話42-7255

年末年始の休業について

つがる市役所・各支所

12月29日(木) から1月3日(火) まで閉庁となります。
 【問い合わせ先】市役所 電話42-2111



つがる市出張所

「すまいるプラザ」
 イオンモールつがる柏内

12月29日(木) から1月3日(火)
 まで休業します。
 【問い合わせ先】
 つがる市出張所
 電話27-5021



つがる市立成人病センター

12月29日(木) から1月3日(火) まで休診します。
 ※年末年始に「お薬」が無くなりそうな方は、医師に相談して
 早めにもらいましょう。なお、急患の場合はいつでも診察い
 たします。
 【問い合わせ先】
 成人病センター
 電話42-3111



つがる市斎場・車力斎場

1月1日(日) から1月2日(月) まで休業します。
 【問い合わせ先】
 環境衛生課
 電話42-2111 (内線281)



ごみの収集業務・直接搬入業務

■収集業務の休業日

つがる市全地区 12月30日(金) から1月3日(火)までごみの収集業務を休業します。

■直接搬入業務の休業日

- 不燃ごみ等: 木造・稲垣、森田、車力一般廃棄物最終処分場は、12月29日(木) から1月3日(火) まで休業します。
- 可燃ごみ: 西部クリーンセンター(稲垣町)は12月31日(土) から1月3日(火) まで休業します。

【問い合わせ先】環境衛生課 電話42-2111 (内線282)

12月は市税等の滞納対策に取り組みます

市では青森県と「徴収支援チーム」を設置し、納税の公平と税収の確保を図るため、12月を「年末市税徴収強化月間」として徴収の強化に取り組んでいます。

市税などは暮らしを支える大切な財源

最近の経済不況などにより、市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税など）や国民健康保険税の歳入が大きく落ち込み、厳しい行財政運営に直面しています。市税や国民健康保険税、使用料などは、福祉や教育、環境衛生や健康、消防、まちづくりなど、市民の皆さんの暮らしと健康を支える大切な財源です。

一方では、市県民税や国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、市営住宅の使用料（家賃）などの滞納対策が、市の大きな行政課題となっています。

給与や預貯金などの差し押さえの強化も

このため、財源の確保と期限内納付者との公平性を保つため、12月を「年末市税徴収強化月間」とし、勤務先への訪問・照会などによる給与の差し押さえや金融機関の預貯金・自動車・不動産などの差し押さえ、法的措置を含めた滞納処分を行うなど、「徴収支援チーム」による滞納対策の強化に取り組んでいます。

税金を滞納すると延滞金がかかります

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間は特例基準割合で（平成23年は年4.3%）、それ以降は完納の日まで年14.6%で延滞金を計算します。延滞金が発生した場合、本税および督促手数料に延滞金を加算した額を納めていただく必要があります。

◎督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納していないと「差押」の対象になります。

市税などを滞納しているとこれまで積み上げてきた大切な財産を失うだけでなく、社会的信用を失うなど、不利益を生じます。

滞納を整理するためには本来かかる必要のない経費がかかります。この費用も、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき市民すべての貴重な財産である市税から支出されます。

市民が公平に、そして平等にサービスを受けられるよう、納期限内の納付をお願いします。

納付に困ったら相談を

失業や病気、災害、事業での損失など、やむを得ない理由で期限内での納付が困難となった場合は、収納課にご相談ください。

また、収納課では、休日納付・相談窓口を出張所「すまいるプラザ」（イオンモールつがる柏内）で毎月第4日曜日に開設しています。平日に相談できない場合は、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111（内線221）

収納課からのお知らせ

市税等は納期限内に納めましょう

12月
は

「市県民税」第4期
「国民健康保険税」第6期
「介護保険料」第6期
「後期高齢者医療保険料」第6期
「住宅使用料」
「公共下水道使用料」
「農業集落排水処理施設使用料」

の納期限となっています。

☎ 収納課 電話42-2111（内線221）

すまいるプラザ 日曜納付相談

期日 12月25日(日)
時間 10:00～19:00
(受付は18:00まで)
場所 つがる市出張所
(イオンモールつがる柏内)

冬の交通安全県民運動

平成23年12月11日(日)
～12月20日(火)

夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう



運動の重点

1. 高齢者の交通事故防止
2. 飲酒運転の根絶
3. 冬道の安全運転の推進
4. 踏切事故の防止

つがる市交通安全対策協議会
(総務課内)

1月29日(日)は 「つがる市農業委員会委員一般選挙」の投票日です



告 示 日：平成24年1月22日（日）

投票日時：平成24年1月29日（日）午前8時～午後6時

（選挙人名簿は、平成23年3月31日に確定した名簿を使用します）

■期日前投票

投票日当日、外出する予定のある方等は、期日前投票を済ませ、棄権しないようにしましょう。

期間：平成24年1月23日（月）～1月28日（土）

時間：午前8時30分～午後8時

場所：選挙区によって期日前投票のできる場所が異なります。

各選挙区の投票場所は、次のとおりです。

第1選挙区(旧木造町)	→	つがる市役所
第2選挙区(旧森田村)	→	森田公民館
第3選挙区(旧 柏 村)	→	柏分庁舎
第4選挙区(旧稲垣村)	→	稲垣支所
第5選挙区(旧車力村)	→	車力支所



■不在者投票

既に出稼ぎ等で投票区の区域外に出ている方、県が指定している病院等に入院中の方は不在者投票をご利用ください。

期間：平成24年1月23日（月）～1月28日（土） ※投票用紙の請求は、告示前でもできます。

※不在者投票の請求受付は、選挙管理委員会(市役所)になります。

■郵便等による不在者投票

(1) 身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が次に該当する方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方は、**身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳または介護保険被保険者証および印鑑**をご持参のうえ申請し、自宅で投票することができます。

	障 害 名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

(2) (1)により投票ができる方で、「自ら投票の記載をすることができない者」として定められた方は、「あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届けた者（選挙権を有する者に限る）」に投票に関する記載をさせることができます。(代理記載制度)

※投票用紙の請求は、選挙の期日前4日（1月25日）までとなります。

■投票所の変更について

選挙区	投票区	変更前	変更後
第1選挙区	第21投票区	出来島老人憩の家	旧長内商店宅

【問い合わせ先】 つがる市選挙管理委員会 電話42-2540

「期限付き臨時職員」を募集します

事務内容	一般事務
勤務場所	つがる市選挙管理委員会(つがる市役所3階)
勤務日	月曜日～金曜日(原則) 但し、土・日曜日の勤務日も有り
勤務時間	8:30～17:15(時間外勤務日も有り)
休憩時間	12:00～13:00
雇用期間	平成24年1月10日(火)～平成24年2月3日(金)
賃金	時給 700円
採用予定者	3人
応募要件	①つがる市に住所を有し、居住している者 ②パソコンによるエクセル・ワードの事務ができること

●応募方法 以下の書類をつがる市選挙管理委員会へ提出してください。

- ・履歴書(市販の用紙を使用・写真添付)
- ・つがる市内に居住していることが確認できるもの(免許証や保険証等の写し)

●受付期間 12月8日(木)～12月15日(木)
郵送の場合は12月15日(木)必着

●採用方法 面接等により決定
(面接日:12月20日(火))

【提出・問い合わせ先】〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市選挙管理委員会 電話42-2111 (内線376・377)

つがる市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

市農業委員会では、農家の皆様に12月下旬に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を郵送する予定です。この申請書に基づいて、つがる市農業委員会委員選挙人名簿が作られます。この申請書により作成された選挙人名簿に載っていないと投票もリコールの請求もできなくなります。

郵送された申請書には、あらかじめ農地基本台帳に登載されている耕作面積・満20歳以上の方の氏名・生年月日等が記載されていますので確認および訂正のうえ、**平成24年1月10日(火)までに提出してください。**

提出先: 農業委員会(柏分庁舎内)、市役所総務課、各支所、出張所「すまいるプラザ」(イオンモールつがる柏内)

また、下記要件を満たす世帯で申請書が届いていない方は、農業委員会に申請書を備え付けておりますので、お手数でもお越しくださるようお願いいたします。

選挙権の要件

- ①つがる市に住所を有する者であること。
- ②年齢が満20歳以上の者(平成4年4月1日以前に生まれた者)であること。
- ③10アール以上耕作の業務を営む者およびその配偶者または同居の親族であり、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者であること。



【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

つがる市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の定期受付について

今年度の「入札参加資格審査申請書」の定期受付は、**建設工事のみ**となりますので、入札参加希望者は以下の期間内に「入札参加資格審査申請書」を提出してください。申請書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。また、市役所管財課でも配付しています。

■受付期間

- ・県内に本店を有する方: 平成24年1月4日から平成24年1月31日まで
- ・県外に本店を有する方: 平成24年2月1日から平成24年2月29日まで
(郵送および宅配便は最終日発送分まで有効)

■有効期間

- ・市内に本店を有する方: 平成24年7月1日から平成25年6月30日まで
- ・市外に本店を有する方: 平成24年7月1日から平成26年6月30日まで

■提出方法

- ・市内に本店を有する方: 持参のみ
- ・市外に本店を有する方: 持参および郵送、宅配便

【提出・問い合わせ先】

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 つがる市役所 管財課

電話0173-42-2111 (内線335・337) ホームページ: <http://www.city.tsugaru.aomori.jp/nyuusatsu.html>

